

令和 8 年 4 月 2 4 日

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課長

最高裁判所事務総局総務局参事官

加害行為の防止に関する警察との連携等について

(事務連絡)

既にお伝えしたとおり、先日、執行の現場において債務者の加害行為により執行官及び関係者が死傷する事案が発生しました。

公務遂行に対する加害行為を防止し、裁判所の職員や利用者、関係者らの安全を確保するためには、まずは裁判所内部において関係職員間で意思疎通を十分に図り、有効な対策を講じていく必要がありますが、裁判所の内部だけの対応では限界もあり、特に、執行の現場のような庁舎外での公務遂行の場面における安全の確保については、警察との連携が重要であると考えられます。

公務遂行に対する加害行為の防止に関しては、これまでも各庁において、対応する警察署との間で連絡態勢の整備、関連する情報の交換、訓練の実施等を通じて連携が図られてきたものと承知していますが、この機会に警察署との連携の重要性を改めてご確認いただき、公務遂行に対する加害行為の防止及び職員や利用者、関係者らの安全確保に特段の配慮をいただきますようお願いいたします。また、これまでは、主に裁判所敷地内での加害行為を念頭に、裁判所庁舎所在地を所轄する警察署との間での連携が中心であったと考えられますが、執行の現場のような庁舎外での公務遂行を念頭に置いた場合には、緊急事態が当該警察署の管外で生じ得ることから、これに加え、都道府県警察本部との連携も重要であると考えられます。そこで、各庁におかれては、対応する都道府県警察本部との間でも、打合せや協議を行うなど

して連携を図っていただくようお願いします。

なお、本件事務連絡については、警察庁と協議済みであり、警察庁からも都道府県警察に対して、別添の通知が送付されますことを、申し添えます。

原議保存期間 1 年
(令和 10 年 3 月 31 日まで)

警視庁生活安全部長
警視庁警務部長
警視庁刑事部長 殿
警視庁地域部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長
各方面本部長

警察庁丁生企発第 242 号、丁参人発第 298 号
丁組一発第 315 号

令和 8 年 4 月 24 日
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁長官官房参事官(教養・厚生・国際担当)
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づいた執行官の職務の執行に関する裁判
所との連携について(通知)

本年 1 月 15 日、民事執行法に基づいた執行官の職務の執行に際して、執行官等が関係
者に刃物で刺される事案が発生したことを受け、裁判所から別添の事務連絡が発出され
た。

最高裁判所事務総局から警察庁に対して加害行為の防止に関する協力の依頼がなされ
たことから、今後、都道府県警察に対しても、裁判所から当該事務連絡に沿って協力が
求められると想定される。

これまでも、主に警察署で民事執行法第 6 条に基づいた警察上の援助の請求に際して
は、裁判所と連携して、状況に応じて警察官を出動させるなどに適切に対応してきたと
ころであるが、このような民事執行時の警察上の援助に限らず、都道府県警察本部も含
めて、対応する裁判所と平素から連携体制を構築するとともに、訓練の協力の依頼に応
じるなど、同種事案の防止に向けて、適切に対応されたい。

令和 8 年 4 月 2 4 日

地方裁判所（民事）首席書記官 殿

最高裁判所事務総局民事局参事官

加害行為の防止に関する警察との連携等における具体的取組
について（事務連絡）

本日付けで、当局第三課長、総務局参事官事務連絡「加害行為の防止に関する警察との連携等について」が発出されましたが、執行の現場における公務遂行に対する加害行為の防止及び職員や利用者らの安全の確保に関して都道府県警察本部と連携を図る際には、下記の点に留意していただく必要があると考えられますので、参考としてください。

なお、下記 4 のとおり、民事執行法 6 条 1 項に基づく警察上の援助要請を行うに当たっては、執行官の職務に関する基本的な説明を求められることもあると伺っているところ、そのような説明等の際に使用するためのものとして別添の資料を作成しましたので、適宜ご活用ください。

おって、今後の警察との連携等のため、都道府県警察本部との連携に向けた取組の実施状況や警察上の援助要請に関する各庁の実情を伺うことも検討しておりますので、申し添えます。

記

1 庁としての警察署との対応

民事執行法 6 条 1 項に基づく警察上の援助要請は、事件を担当する執行官が行うものであるが、その前提として、都道府県警察本部との間で打合せや協議等を行い、日常から連携を図ることの取組については、執行官任せにせず、民事部として事務局と密に連携して庁として行うのが相当である。

その上で、執行官が警察上の援助を要請するのは当該執行現場の所轄警察署であることから、実際の援助要請の場面で当該警察署への要請が滞りなく行われるよう、都道府県警察本部から管内の各警察署への周知についても協議し、認識を共有しておくことが相当である。

2 警察署との連携の具体的な内容等

警察署との連携の具体的な内容としては、裁判所と警察署との連絡態勢の整備（日常的な連絡態勢と緊急事態が発生した場合の連絡態勢の双方）、関連する情報の交換、執行現場で加害行為等に遭遇した場面を想定した訓練実施等が考えられる。

なお、最高裁判所では、裁判所職員総合研修所で実施する執行官に対する中央研修に埼玉県警察本部の協力を得る方向で調整しているので、参考にお知らせする。実施した研修の内容については、改めて各庁に情報提供をさせていただく予定である。

3 監督官、監督補佐官による執行の現場の実情把握

都道府県警察本部との間で打合せや協議等を行うに当たっては、執行の現場の実情を庁として把握しておく必要がある。執行官の監督官、監督補佐官は、執行の現場への臨場、職務の執行を監察する権限（執行官規則5条2項2号）があるところ、これを活用して現場に同行し、執行の現場の実情を実際に見ておくことも考えられる。

4 警察上の援助要請の実情の把握

都道府県警察本部との間で打合せや協議等を行うに当たっては、自庁における警察上の援助要請の実情の把握も必要である。地域差もあり得られると思われるが、執行官からは、警察上の援助要請に当たり、要請の具体的な相談以前に、執行官の身分や執行官の職務に関する基本的な説明から求められることも多く、円滑な要請に支障があるとの実情を聞くこともあるため、各庁において援助要請時の自庁管内の状況を執行官からヒアリングした上で、都道府県警察本部との間で日常

からの連携を進める前提として、管内の警察署が執行官の職務についてどの程度の認識を有しているかを踏まえて、打合せや協議等に臨んでいただくことが望ましいと考えられる。

執行官

執行官は、各地方裁判所に所属する裁判所職員（裁判所法62条1項）

執行官の職務

執行官は、執行機関として裁判の内容を実現する事務（裁判の執行）を取り扱うものであり、具体的には次のもの（一例）がある。

① 不動産明渡し執行（民事執行法168条）

家の明渡しを命じられた人が明け渡さない場合に、家財道具等を全て運び出し、明渡義務を負う人（債務者）を退去させ、明渡しを受ける権利を有する人（債権者）に引き渡す手続

② 動産執行（民事執行法122条）

金銭の支払いを命じられた人（債務者）が支払いをしない場合に、債務者の宝石、貴金属等の動産を差し押さえて売却し、その代金を貸主（債権者）への返済に充てる手続

③ 子の引渡し（民事執行法174条）

子の引渡しを命じられた人（債務者）が子を引き渡さない場合に、債務者による子の監護を解いて、子の引渡しを受ける権利のある人（債権者）に引き渡す手続

④ 現況調査（民事執行法57条）

借金を返さない人（債務者）の不動産を売却するため、裁判所の命令に基づいて不動産の形状、占有関係などについて行う調査

警察上の援助要請

執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる（民事執行法6条1項本文）。

1 想定される場面

- ▶ 執行官の職務は、債務者等の利害関係人の現実の生活関係に直接かつ強制的に介入するため、債務者等から抵抗を受けることが当然に想定される。
- ▶ 執行官は抵抗を排除するため必要最小限度の範囲で自ら実力を行使することができるが、抵抗が強度あるいは多数で、執行官だけでは執行の適正を確保することが困難な場合には、より強度の実力行使の権限と能力に基づく警察上の援助を求めることができる。
- ▶ 排除の対象となる抵抗の時期は、執行官が職務の執行を開始した時から終えた時まで（開始の直前及び終了直後のこれに接した時点を含む）

2 具体的な抵抗の態様（一例）

- 執行官に対する暴行・脅迫行為
- 座込み
- バリケードの設置
- 戸の施錠による閉鎖

3 抵抗の排除措置（一例）

- 抵抗する者の身体に触れて押し出す行為
- バリケードの撤去
- 閉鎖した戸の開錠